

和歌山県立

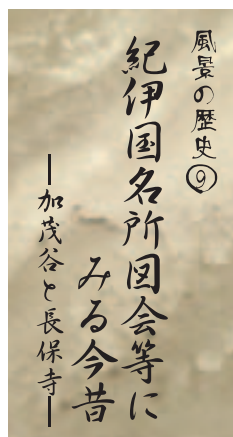
もん じょ かん

文書館だまのり

第19号 平成18年9月



む 望 を 郷 茂 加 り よ 峯 津 鹽 伊 紀

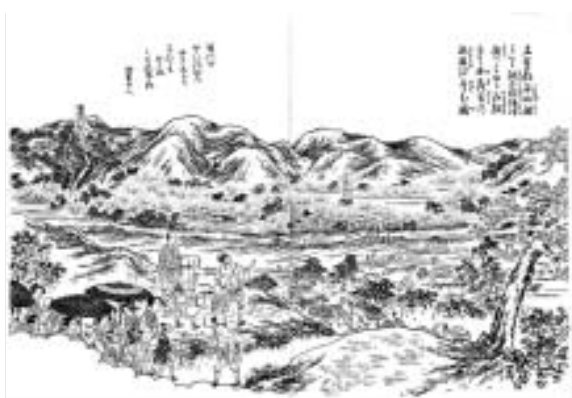


海南市下津町の風景

小南の梅林とその周辺

①図は『紀伊国名所図会』後編巻之二に描かれた加茂谷の風景です。本図は「名草郡冷水浦より海土郡塩津浦へこゆる山路にて加茂谷乃梅林を望む図」であって、③図は逆に「塩津峠」付近から海南市下津町下・小南・梅田及び中地区を望む図です。

和歌山市方面から行くと国道四二号塩津第一隧道を抜けて左右に見える一帯です。中央を流れているのは加茂川です。



①図 塩津峠付近から加茂谷を望む

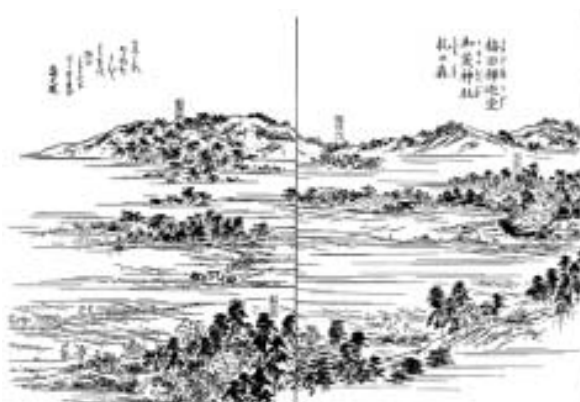


②図 表紙写真の現状

左側に津田の滝を描いていますが、現地でみると滝は木立に覆われてその流れをみることは出来ません。加茂川の対岸が小南の集落で、梅林が描かれています。

今からは想像も出来ませんが、小南地区は梅林の名所でした。明治三二年三月五日付けの紀伊毎日新聞には和歌山市内の舶来商が小南の梅林に集まって春期懇親会を開くとの記事がありますが、季節ともなると、④図のように観梅客で賑わいました。しかし、次第にミカン畑に転換されていったようで、明治四三年に作成された『加茂村郷土誌』（和歌山大学紀州経済史文化史研究所蔵）には「近時次第第二伐り倒サレテ悉ク蜜柑畑ト化シ年毎二畝レ行クハ口惜シキコト」と慨嘆しています。

表紙の写真は、大正一三年二月、和歌山く箕島間の紀勢西線が開通した直後の撮影と思われる。列車は和歌山



③図 糺の森から塩津峠を望む

方面行きでしょう。名所図会の視点からはやや西寄りから撮影していますが、構図的にはよく似たものとなっています。よくみると、石橋のある加茂神社の参道が鉄道敷により分断され、鳥居が取り残されています。この鳥居は①、③図に描かれた加茂神社参道の鳥居で、現在は国道四二号の南側のミカン畑の中に建っています。大正の頃は鉄道敷を除くと、水田のある風景は名所図会の時代と大差ないようです。現在では水田のほとんどがミカン畑や宅地になっています。

③図は①図とは反対の小南側からみた図です。塩津峠をはさんで右下に梅田の釈迦堂（国宝善福院釈迦堂）、左には加茂神社があります。名所図会によれば加茂神社は「社家の伝には、欽明天皇の御宇、山城国加茂上下二社の神霊を遷し奉り、因りて此の地の聡名を加茂谷と号け」とあって、その関



④図 小南地区の梅林

橋本周辺の風景

⑤図は小南地区から加茂川沿いに二km余り上流の土橋を中心とした橋本集落の賑わいを描いています。土橋は永く廃絶していましたが、元の場所に新しい土橋が架けられ、熊野古道のルートが復元されています。(⑥図)橋詰に建っている石碑は寛政五年（一七九三）建立の三界萬霊碑です。往來には宿屋の看板を掲げた家が二軒みえます。左上の山腹に「岩屋」とあるのは岩屋山福勝寺です。

係でしょうか京都の下鴨神社のように小南村には「糺の森」と称する森があつて小社が描かれています。前出の『加茂村郷土誌』に「字ノ西端二山中糺神社稲荷神社辨天社ノ三社アリシガ明治四一年加茂社二併合セリ」とあるのはこれでしょう。

福勝寺では平成一七年一月から三九か月の予定で本堂・求聞持堂（国指定重要文化財）及び鐘樓の解体修理が行われているため、今は全体が素屋根です。すっぽりと覆われています。（⑥図）福勝寺境内には裏見の滝（⑦・⑧図）

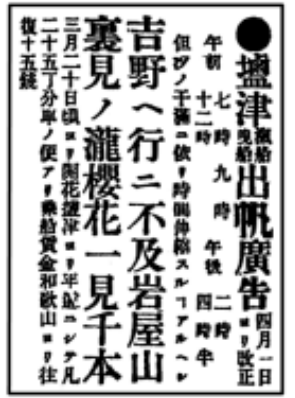


⑥図 三界萬霊碑をはさんで左が県道第一橋本橋、右が土橋です。



⑤図 加茂川に架る土橋

⑨図は明治三二年三月一五日付けの紀伊毎日新聞の塩津行ききの船の広告記事です。「吉野へ行くに及ばず云々」とはいささか大袈裟ですが、岩屋山の桜は早咲きで有名でした。塩津までの汽船による曳船は『南海鉄道案内』によ



⑨図 塩津行ききの曳船



⑧図 横から見た裏見の滝



⑦図 大正頃の裏見の滝

があります。岩壁がえぐれて滝の後方にまわることが出来るため、名付けられたものです。名所図会には「窟中に石鍾乳あり」と記していますが、現地では確認することはできませんでした。

この写真には見えませんが右側の山手には全国の菓子業者の崇敬を集める橘本神社があります。蜜柑籠については、名所図会によると元和年間に海士郡代官の木村八郎太夫が大窪村の農民に作間稼ぎに竹籠を作らせ、生計をた

と「内川一里半、海上一里半」の行程でした。内川（和歌川）の航行には潮の干満の影響をかなり受けたことでしょう。加茂谷は紀州蜜柑を輸送するための蜜柑籠の製作地でした。⑩図は場所特定出来ませんがその様子を描いています。

⑪図は、大正末期の写真ですが、名所図会の絵図を彷彿とさせる溪流と萱葺き民家がみえます。加茂谷では今はこのような民家はみられません。場所は加茂川支流の市坪川を少し遡ったところです。



⑩図 加茂谷での蜜柑籠の製作



⑫図 右図現況。川沿いの道路は熊野古道です。



⑪図 市坪川と茅葺き民家

てさせたことに始まります。後に宝暦三年（一七五三）に木村八郎太夫の恩徳を称え、村人によって木村神社が建立されました。木村先生社とも称したこの神社は、明治四〇年に山路王子神社に合祀される予定でしたが、住民の願



⑬図 昭和3年の長保寺全景図

望により存続が認められ、大窪村の氏神として現在に至っています。加茂谷で作られた蜜柑籠は俗に「源助籠」と呼ばれました。『有田市誌』所収の盆踊り歌に「一寸色づくこの十月や、いとしとのごに木おろしせられ、大よ小よとえりわけられて、籠にいれられ石菖せきしょう

に巻かれ、籠は加茂谷源助籠よ…」というのがあります。

明治以降の長保寺の伽藍配置の変化

⑬図は昭和三年の長保寺全景(部分)です。⑭図の名所図会の全景図と較べると、建物の配置がかなり変化してい



⑭図 江戸末期の長保寺全図

ることがわかります。⑭図には釈迦堂(国宝の本堂)と食堂は渡り廊下でつながっているのがみえますが、慶応二年(一八六六)八月の暴風により食堂が大破し、撤去されました。後に⑬図にみるように明治一七年(一八八四)中に場所を変えて再建されました。多宝塔に隣接していた護摩堂は、原因ははっきりしませんが大破したため、明治一〇年に現在地(食堂跡地)に再建されました。又、阿弥陀堂と鐘楼は明治二一年八月の暴風雨で倒壊しましたが、翌年十一月に同じ場所に再建されています。但し、鐘楼は名所図会に描かれている



⑮図 大正末頃の長保寺

袴腰はかまじしの形式ではなく、鐘突き堂形式で再建されました。その後、長保寺の建物に大きな変化をもたらしたのは、昭和三六年の第二室戸台風でした。このとき大門前の大杉が根こそぎ倒され、食堂と本行院が倒壊の被害を受けました。本行院跡には歴史民俗資料館が建設されています。

最後の⑮図はこれら被害を受ける以前の写真です。よく見ると多宝塔には上層の屋根を補強するための支柱が見えますので、昭和三年に解体修理を受ける以前の状態でしょう。多宝塔の下に見えている屋根は倒壊前の本行院です。(長保寺の伽藍配置の変遷については、竹中康彦「長保寺の伽藍に関する二、三の考察」『和歌山県立博物館研究紀要』第三号・一九八三・三を参照しました。)

(溝端佳則)

本居家歴代の系譜から

当館には県立図書館から移管された資料として「紀州藩士系譜並二親類書書上帳」（以下、「系譜類」とします。）があります。その中に本居家歴代の系譜・先祖書と親類書が合計六冊あります。その初代本居家宣長は国学の大成者としてつとに有名ですが、その宣長が紀州藩士であったということは案外知られていない部分があるようです。

そこで、今回は系譜類から見えてくる様々なことについて、関連文献を参考にしながら明らかにしていきたいと思えます。

本居家宣長の生い立ちと働き

『国史大辞典』によれば、本居家宣長は享保一五年（一七三〇）に伊勢松坂の木綿商人の子として生まれますが、その資質が商売に向かないとして、二三歳にして医師を目指して上京し、医学、漢学、国学等を修め、五年後に松阪に帰って医師として開業しました。その傍ら国学にも本格的に取り組み始め、やがて、多くの門人を育て上げるようになった、とされています。ただ、松坂は紀州の領地でしたから、彼の高名を聞きつけた第一〇代藩主徳川治宝は寛政四年（一七九二）に五人扶持をも

って松阪在住のまま彼を召し抱えています。この時宣長は既に六三歳になっていたことになり、そうした高齢にも関わらず、宣長は同六年、一二年、一二年の三度にわたって来和しています。最初の和歌山出府の際の御前講義のことにについては残念ながら系譜類には記載がありませんが、この時は一〇月に城下入りし翌年の二月まで滞在し、その上加増までされていますので、何もしなかったとは考えにくく、調べてみますと、『南紀徳川史』は「古学小伝」を引きつつ大祓詞・古今集序及び歌道の事等について進講したという記述を残していました。『南紀徳川史』の記述をすべて鵜呑みにするのは少々危険が伴うかも知れませんが、この部分については信用してもよいと思われ

本居家大平の系譜から

ところで、宣長の高弟で寛政一一年に養子となり、享和二年（一八〇二）に家督を継いだ大平が文化七年（一八

一〇）四月に書き上げた「系譜」（図1参照）では、宣長は寛政一一年正月に藩主治宝に初めて御目見（おめみえ）したことになっています。しかし、普通に考えてみると最初に御前講義に赴いた時に対面しているはずですからその時ではないのだろうか、と考える方がむしろ自然ではないでしょうか。

ところが、「御目見する」、すなわち謁見するという行為には主従関係を確認する儀式という特別な意味があったようです。従って、数次にわたる進講は試験的任用のような期間の中で行われたものであったということになるでしょう。

また、寛政八年二月に宣長が自ら書きげた形になっている「先祖書 親類書」や前述の大平の文化七年系譜、とりわけ後者では、元祖の項を立てているにも関わらず「先祖より代々之儀者御家三御奉公不仕候付書出不申候」つまり、代々何候にも仕えていないので書き上げるほどのことはまったくありません、として元祖についての言及を避けています。

本居家内遠の系譜から

ところが、大平の養子になった弥四郎本居家内遠が天保四年（一八三三）に書き上げた系譜（図2参照）では、宣長が元祖であるというふうには記録されていません。わずか二〇年あまりの間に初代が元祖に代わってしまったのです。その背景には一体何があったのでしょうか。実は寛政一一年、御三家は徳川家

康の指名によって家臣となった者の家譜を提出するよう幕府から命ぜられ、紀州からは二八一名分を差し出しています。それと同時に跡目相続等の際には家譜に基づいて審理すべきとの触れが出されています。治宝はいち早くこの制度を採り入れ、すべての家臣に対して家譜の提出を命じるにあたって、その書式（『南紀徳川史』第一三冊五二七頁〜五三三頁参照）を定めています。本居家内遠はその書式に則って作成したものと考えられます。

さて、宣長が国学の大成者であることは前述の通りですが、彼の門人は総勢四八九名であり、その子大平の門人数は千名を越えています。このことは、宣長が大成させた国学という学問を、広く全国に普及させる上で大平がいかに重要な役割を果たしたかを如実に示す事実であるといえるでしょう。

いわゆる「古学（国学のこと）」を隆盛させるために生きた大平の詳細については、別の機会に触れることにします。

（須山高明）

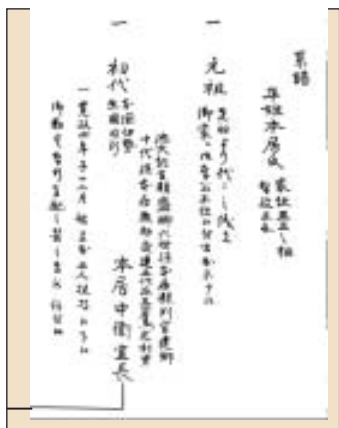


図1

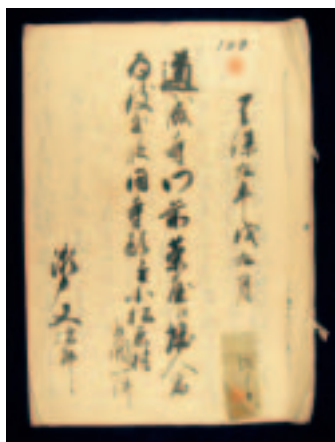


図2

道成寺門前茶屋江旅人
宿為致度段同寺願ニ付
小松原村取調一件

当館では平成一六年に寄託された「瀬戸家文書」の整理を現在進めています。瀬戸家は日高郡藤井村（現御坊市藤田町藤井）に居住し、江川組・天田組の大庄屋を勤めていた家です。この「瀬戸家文書」には大庄屋を勤めていたときの「御用留」や願書などが数多く含まれており、『和歌山県史』や『御坊市史』などの県内の自治体史でしばしば引用されている史料群です。

今回はその中から伝馬所小松原村宿屋と鐘巻村の道成寺門前の茶屋との間に起こった争論についての史料を紹介することにしたいと思います。



伝馬所小松原村と道成寺

まず、争論の当事者となる小松原村と道成寺についてみておきましょう。争論の当事者となる小松原村は紀州

藩内の要地三八ヶ所に設置された伝馬所のひとつでした。伝馬所は役人の往来、官用荷物・書状の運送を行っていましたが、その運搬にあたる人足や馬を小松原村が調達しなければなりませんでした。そのことに伴い、村高六九〇石余のうちの五〇〇石分については伝馬役として諸々の負担が免除されていました。また、旅客が間道を通行すること、伝馬所以外への宿泊を禁止することで伝馬所の保護が図られていました。

しかし、『日高郡誌』の記述によると、小松原宿は①天田の渡しと東光寺（萩原）を結ぶ間道、②天田の渡し場から日高川の堤防を通り、藤井におり、道成寺を参詣して小松原を経ずに東光寺に向かう経路、という二つの主要な間道に挟まれていたために徐々に衰退する状況にあったことがわかります。

争論のもう一方の当事者である鐘巻村に所在する道成寺は大宝元年（七〇一）文武天皇の勅願によって建立されたといわれており、「今昔物語集」などから謡曲などに引き継がれている。「安珍清姫」の物語の舞台となったことで有名です。全盛期には一八〇町歩余の荘園を持ち、僧坊も二八を数えたといわれています。しかし、慶長五年（一六〇〇）浅野氏の入国により、それまでの寺領はことごとく没収され、改めて寺領五石が寄付され、近世を通じて寺領として認められていくこととなりました。このような状況の中で小松原村宿屋と道成寺門前である鐘巻村茶屋との間で争いが起こることになります。



『紀伊国名所図会』より小松原宿

文化年間の状況

今回紹介する史料は文化九年（一八一二）に起こった小松原村宿屋と道成寺門前茶屋との間での争論の二六年後の天保九年（一八三八年）に道成寺から出された願い出に対する取調べの記録です。

まず、この史料が書かれる以前に起こった文化年間の争論の状況についてみておきたいと思います。

文化八年（一八一二）六月、鐘巻村の道成寺門前茶屋が「足痛」「行暮」を理由として道成寺門前の茶屋に宿泊させていた事が問題となります。この頃には「足痛」や「行暮」を口実として旅人たちが道成寺門前茶屋に宿泊していたことが窺えます。

翌文化九年には夜に丹波国から巡礼にきた者たちが道成寺門前茶屋への宿

泊を願い出ます。茶屋は一旦は断りませんが、結局は村役人と話し合った上で止宿させることになりました。しかし、道成寺門前に客引きに来ていた小松原村宿屋たちがそのことを聞きつけ、小松原村から大勢のものが押しかけ、「かさつ」なことに及び騒動を起こしました。

このことによつて小松原村宿屋の藤兵衛・雲蔵・吉兵衛・半兵衛の四人は過料三〇〇文、鐘巻村茶屋の覚太夫・茂右衛門は本来宿泊させてはいけない旅人を宿泊させていたことから「急度叱置」を申し付けられたという一件でした。

天保九年の状況―道成寺の主張

つづいて、この史料が作られる契機となった天保九年の一件についてみていきたいと思います。

天保九年七月に道成寺から紀州藩の寺社奉行に宛てて願書が出されました。まず、ここから当時の道成寺が置かれていた状況についてみておきたいと思っています。

道成寺からの願書では、先ほどみた文化年間以前の道成寺の状況が次のように述べられています。近世の道成寺には「御代々様」・「聖護院」・三寶院御門主・「公儀御巡見使」らが参詣しており、その度に「大門前茶屋」にて小休止、「御供廻り」の待合宿も茶屋が行っていたとしています。そして、道成寺は無檀家の寺なので、諸国からの参詣人が「縁起聴聞」をした札銭で寺の

堂塔の修復を行ってきたことを述べています。

しかし、文化年間に小松原村からの訴えにより旅人が門前茶屋に止宿する事が禁じられることになりました。そのため、おのずと諸国からの参詣人が少なくなり、夕方に道成寺に到着したものは「縁起聴聞」が少ししかできず、門前に止宿することができなければ、翌日の順路にも不都合になってしまうことから、聴聞客が減少してしまった状況にあることを述べています。



『紀伊国名所図会』より道成寺

そして「縁起聴聞」に訪れる参詣人が減少してしまったため、これまで堂塔修復の財源となっていたその札銭も集らず、道成寺の伽藍も衰微してしまっただけでなく、文化年間の小松原村宿屋たちの申立ての影響であると道成寺は主張しています。

小松原村宿屋からの訴えによって、

参詣人が減少したために、道成寺の門前茶屋もだんだんと衰え、「家居見世」も大破し、その修繕もすることができなくなってしまうことを訴えています。そして、この門前茶屋を営んでいたものは土地を所有する百姓でしたが、年貢上納に難儀するようになり、「家居」までも質物に入れ、田島まで売り払ってしまったました。また、それまでは行っていた道成寺からの用事も行えなくなっている状況にありました。

このため、門前茶屋たちは「参詣人旅宿」を兼ねていたものの、そのままでは鐘巻村に居住し続けることは難しくなってしまう、その上道成寺が不繁盛になってしまえば、鐘巻村の外から入ってくる茶屋もないので家居をとりこわして鐘巻村から立ち退きたいと主張しました。道成寺からしばらく辛抱するように申渡されますが、茶屋たちは「最早もちこたえることはできない」と主張します。

彼らが立ち退いてしまい、門前の人家がまばらになってしまえば、道成寺の「零落之姿」があらわになってしまい、諸国への外聞も悪くなってしまうとして、他の「霊場大社」と同様に以前の通り門前での宿泊を許可してほしいといった主張を道成寺がしていることが分かります。

以上のことから、文化年間の小松原村からの訴えをきっかけとして道成寺の参詣人が減少しており、門前茶屋たちも生計を立てることが難しくなっていたということが窺えます。そして、

道成寺の主張の中にも見られたように、道成寺は「無檀家」の寺であって、「縁起聴聞」の札銭が主な収入源だったと考えられます。そのため、参詣人が減少することは、門前茶屋だけではなく道成寺にとつても死活問題だったと言いうことができます。つまり、道成寺としては門前茶屋への宿泊を認めてもらうことによって、自らの収入を確保しようというねらいを持っていたということができるでしょう。

小松原村の主張

道成寺からの訴えを受けて、天田組大庄屋瀬戸又次郎は小松原村役人を呼び出し、彼らの主張を聞いています。その件について瀬戸又次郎から日高郡代官古屋十郎太夫に宛てた口上書写に記されています。ここから小松原村の主張についてみておきたいと思えます。瀬戸又次郎から呼び出された小松原村役人は次の二つの理由によって小松原村宿屋が困っていることを訴えています。

まず一つ目は最初にも述べたように小松原村を通過しない二つの間道を旅人が通行するために小松原村の宿屋に宿泊する人が減少していることを挙げられています。もう一つの理由として、小松原村に課せられた伝馬役の負担が増加したことを挙げています。伝馬役については以前は二〇石余の入用であったのが、近年は御用が増加しており、四〇石以上も必要になっていけると主張し、宿屋の生活が成り立たなくなると

いることを訴えています。

このような訴えをうけて、大庄屋瀬戸又次郎は道成寺、小松原村双方が潤うように取り計らおうと考えました。しかし、小松原村は道成寺門前に宿泊できるようにになるといつそう小松原村に止宿する人が少なくなってしまう、宿屋を営む者が減ってしまったのは「御巡見使御用」や「聖護院・三宝院御門跡御入峯」の際に宿泊する時に差し支えらるゝとして、文化年間に仰せ付けられた通りに小松原村に宿泊させるようにして欲しいと主張し、大庄屋瀬戸又次郎も小松原村の主張を「尤之儀」だとして日高郡代官古屋十郎太夫に申し上げています。

この一件がこのあとどのように推移したのかについては、この史料に述べられていません。ただ、瀬戸又次郎からの口上が寺社奉行に届けられ、道成寺からの願書が返却されていることが同じ史料に記されていることから、道成寺からの訴えは受理されなかったのだらうと思われまゝ。しかし、道成寺門前の茶屋はこの後も旅人を宿泊させていたようです。そのことは嘉永四年（二八五一）出版の『紀伊国名所図会』内の鐘巻村の記述に「道成寺門前に旅舎あり」と記されており、茶屋が「旅舎」であると認識されていたことから窺うことができます。

この記載から、藩の御用を担う伝馬所である小松原村の主張も道成寺への参詣客の要望の前に押し切られたと言えないのではないのでしょうか。

(山崎 竜洋)

民間所在資料保存
状況調査終了

和歌山県内の個人のお宅や蔵、寺社等で保存されている歴史的に重要な記録類（いわゆる「古文書」等）の所在を確認し、保存環境を調べ、今後の保存について所蔵者の方々に助言・協力を行ってきた「民間所在資料保存状況調査」が終了しました。

本調査は、平成九年に海南・海草地域と新宮・東牟婁地域でスタートし、一地域（郡単位）あたり二年間、一度に二地域ずつ県内を巡り、平成一七年度をもって県下を一巡して終了しました。その間、「平成の大合併」以前の県内旧五〇市町村ごとに設置された「民間所在資料調査員（地域の事情に詳しい方に依頼）」が実施した調査は全体で九五三件を数え、多くの民間所在資料の残存を確認することができました。

今後は、今回所在が確認された資料が、虫や湿気などによる害に遭ったり、所蔵者の転居・代替わりや万一の災害時に散逸しないように、引き続き状況を把握・助言・協力につとめていきます。

また、この調査では、ここ三〜四年の間に、過疎化やそれに伴う地域コミュニティ（区など）の結びつきの希薄化、代替わりした若年層の無関心等により、これまでは大事に伝えられてきた文書が失われつつある状況も分かって来ました。

このような傾向についても詳細に分析して、これからの歴史資料保存対策を考えていかなければなりません。

平成一八年度
歴史講座のお知らせ

県民のみならず、郷土に対する理解を深めていただくために、今年度は歴史や民俗についての講座を三回にわたってお送りします。

■開催日時とテーマ

第一回 一〇月一四日（土）

天野社の祭祀と伝承

伊藤信明 研究員

第二回 一〇月二八日（土）

幕末紀州の世相と本屋の動向

須山高明 主任

第三回 十一月一日（土）

漱石が見た和歌山の風景

― 絵葉書写真を中心に ―

溝端佳則 主任

■時間 各回とも午後一時三〇分〜三時三〇分

■定員 六〇名（先着順）

■会場 きのくに志学館2階講義研修室

■受講料 無料

■お申込方法 往復はがきに次の①〜③を明記して、ご応募下さい。

①住所

②氏名（ふりがな）

③電話番号

■お申込先 〒641-0051

和歌山市西高松1丁目7-38

和歌山県立文書館 歴史講座係

締め切り 平成一八年一〇月五日（木）

平成一八年度
古文書講座のお知らせ

今年度は一二月月上旬から一月下旬にかけて五回の講座を予定しています。

詳細は「県民の友」（一二月号）や広報誌等でお知らせする予定です。

文書館の利用案内

■利用方法

- 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。
- 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧していただけます。
- 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■開館時間

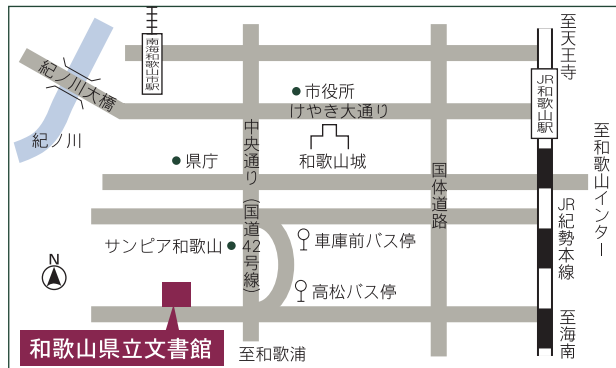
- 火曜日〜金曜日
午前10時〜午後6時
- 土曜日・日曜日
午前10時〜午後5時
- 5月5日・11月3日
午前10時〜午後5時

■休館日

- 月曜日・国民の祝日（5月5日、11月3日を除く。ただし、その日が月曜日にあたるときはその翌日）
- 年末年始（12月28日〜1月4日）
- 館内整理日（毎月初日・1月5日、月の初日が月曜日の場合は翌日も休館）
- 特別整理期間（毎年6月中に10日間）

■交通のご案内

- 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分
- JR和歌山駅からバスで20分
- 南海電鉄和歌山市駅からバスで20分



ホームページアドレス
<http://www.wakayama-lib.go.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第19号

平成18年9月15日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒641-0051
和歌山市西高松一丁目七-三八
きのくに志学館内
電話 ○七三-四三六-九五四〇
FAX ○七三-四三六-九五四一
印刷 (株)ウイング